

# 市税などの納め忘れはありませんか？

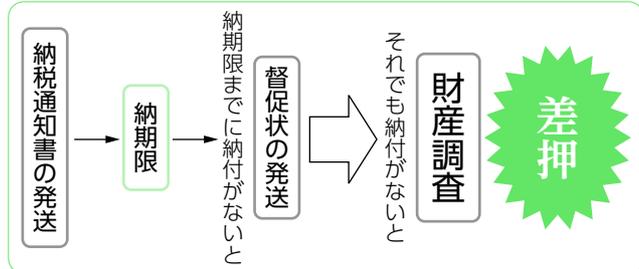
問／納税課 内2223～6 ☎463-2023 未収金対応プロジェクト・チーム 内3808 ☎463-0186

## ◆市税等の滞納について

市税（市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）や国民健康保険税の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。市では大切な市の財源を確保するために納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には、督促状を送付し、納付をお願いしています。

納付がない場合は、差押のための財産調査を行い、予告なく預貯金、給与、不動産などの財産の差押を行っています。

### 滞納処分までの流れ



### 市税(国民健康保険税を含む)の差押件数(平成24年4月1日～12月31日)

	差押件数
不動産	46件
債権（預貯金、給与等）	724件
合計	770件

## ◆納め忘れがないかももう一度確認を

市税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料などは、安心して快適な生活を送るための大切な財源です。また、未来を託す子どものための保育園保育料、学校給食費や放課後児童クラブ保育料などは、保護者の皆さんの納付のうえに運営されるものです。

市民の皆さんには、納め忘れがないか、もう一度ご確認いただき、期日が過ぎている場合は、早めに納めていただくようお願いします。

納付が困難な方や納付できない事情がある方は、納税課にご相談ください。

平日にお時間を取れない方は、毎月第1・第3日曜日に実施する休日納税相談をご利用ください。

### 【休日納税相談の日程】

2月…17日 3月…3日・17日 4月…7日・21日  
時間／午前8時30分～正午

会場／市役所納税課（2階20番窓口）

対象税目等／市税、国民健康保険税、未収金対応プロジェクト・チームに移管された債権

※休日については正面玄関が閉まっているため庁舎北側の夜間通用口をご利用ください。

## ◆市税等以外の滞納について

昨年4月に納税課内に設置された未収金対応プロジェクト・チームでは、保育園保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、放課後児童クラブ保育料、学校給食費、水道料金の滞納額の縮減に向けて取り組んでいます。

各所管課より納税課未収金対応プロジェクト・チームに移管を受けた各種債権について、納付や相談がない場合は、財産調査を行ううえで預貯金、給与などの財産の差押を行っています。

### ※移管された滞納債権件数(平成24年6月～12月末まで)

名 称	移管件数
保育園保育料	49件
後期高齢者医療保険料	28件
介護保険料	130件

また、強制執行する際に裁判所の決定が必要な学校給食費と放課後児童クラブ保育料の滞納債権の一部については、回収業務を弁護士に委託し、現在は弁護士から催告等を行っています。

なお、生活にお困りの方には、未収金の回収という面だけでなく、その方の生活再建ということも視野に入れ、制度のご案内や法的アドバイス等を行っています。

# 「都市計画道路 新河岸川通線」の計画が廃止されました

問／都市計画課 内2512 ☎463-2518

埼玉県と市では、都市計画道路 新河岸川通線の廃止に向けて「道路の変更」、「用途地域の変更」および「高度地区の変更」に係る都市計画決定（変更）の手続きを進めていましたが、2月5日付けで、これらの都市計画が決定され、都市計画道路 新河岸川通線の計画が廃止されました。

**用途地域**／都市計画道路 新河岸川通線の廃止に伴い、既存道路のある区間で、市街化区域については、既存道路の両端25mが第一種住居地域となります。既存道路のない区間については、周辺の用途地域に合わせ変更します。

**高度地区**／用途地域の変更に伴い、高度地区を変更するものです。

- ・第一種住居地域 25m高度地区
- ・第一種中高層住居専用地域 25m高度地区または20m 高度地区
- ・工業地域 25m高度地区
- ・第一種低層住居専用地域 建築物の高さ制限 10m

